

# 令和5年1月26日 環境委員会追加資料

## 1 所管事務の調査（報告）

- （1）川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方の策定について

追加資料 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）に関する関係法令について

# 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング） に関する関係法令について

## ソーラーシェアリングの関係法令について

資料1「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方（案）に関する意見募集の実施結果」における、意見No95「農地における営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入を推進してほしい」に関する関係法令等について説明いたします。

No.	意見の要旨	本市の考え方
95	農地における営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入を推進してほしい。 【同趣旨ほか4件】	<p>農地に営農型太陽光発電を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるなど、一定の条件を満たすことが必要です。</p> <p>ただし農地のうち生産緑地に太陽光パネルを設置することは、農林漁業を営むために必要な温室等に使用することを主たる目的とする場合は生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものについて、市長の許可を受け設置可能ですが、売電や地域に電力を供給する目的では設置ができないこととされているため、<b>生産緑地に営農型太陽光発電を設置することはできないこととなっています。</b>営農型太陽光発電については、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられるため、引き続き情報収集に努め、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。</p>

### ●根拠法令について

■上記「本市の考え方」は、①は農地法、②は生産緑地法に基づいており、市条例に基づくものではありません。

### ●②で生産緑地での営農型太陽光発電が設置できない根拠について

■生産緑地法には、生産緑地において設置可能となる施設が明記されております。（第8条第2項第1号(別紙3頁)）

■国土交通省の見解では、「**生産緑地地区内における太陽光パネル等の設置可否については、法第8号第2項各号に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、許可することができます**」とされ、  
「**売電を主たる目的としたものは許可できないと考えます**」とされています。

■なお、市長の許可は、生産緑地法に規定される施設に適合するかの判断のみを行い裁量権はありません。

**農地法**（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

**生産緑地法**（昭和四十九年六月一日号外法律第六十八号）

第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければしてはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。

一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの

イ 農産物、林産物又は水産物（以下この項において「農産物等」という。）の生産又は集荷の用に供する施設

ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設

○**営農型太陽光発電とは**

営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組で、作物の販売収入に加え、**売電による収入や発電電力の自家利用により、**農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大などが期待でき、**農地法における許可が必要。**

⇒**営農型太陽光発電では、売電収入も得ることができる。**

